

西尾市ふるさと納税返礼品ブランディング業務委託仕様書

1 業務名

西尾市ふるさと納税返礼品ブランディング業務

2 業務目的

西尾市ふるさと応援寄附金（以下、「西尾市ふるさと納税」という。）を募集する際に使用する返礼品PR用画像は、寄附者の関心を得るための重要な要素の一つとなっている。そのため、専門技術を有する事業者へ業務委託し、寄附者の視覚に訴える画像を使用することで、新たな寄附者の獲得や地域経済の活性化を図ることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

業務の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 西尾市ふるさと納税 PR 画像作成業務
- (2) 西尾市ふるさと納税 PR ツール作成業務

5 業務の詳細

- (1) 西尾市ふるさと納税 PR 画像作成業務

ふるさと納税ポータルサイト掲載等に使用する返礼品写真の撮影や、返礼品説明画像等の作成を行う。なお、返礼品の選定やカット等の指定は発注者が行うものとする。

ア 返礼品写真の撮影（別紙1の画像位置A）

- (ア) イメージ写真の撮影
- (イ) 料理写真の撮影
- (ウ) ブツ撮り・荷姿写真の撮影 ※左記のいずれかの撮影
- (エ) 会社・人物・様子写真の撮影 ※左記のいずれかの撮影
- (オ) 写真加工・説明画像の作成 ※写真加工・説明画像のいずれかの作成
- (カ) 文字入れ ((ア)～(エ)で撮影した写真のうち、発注者が指定したものに返礼品名等の文字入れを行うもので、主に返礼品トップ写真として使用するもの)
- (キ) 調整

(ア)～(カ)の撮影・作成に対して条件に該当する場合行うものとする。

※イメージ写真及び料理写真について、原則写真素材等（フリー素材・有料素材）を使用せず、実際の返礼品を撮影するものとする。

※イメージ写真は原則としてパッケージから出した状態を撮影するものとする。

※料理写真は原則として返礼品に対し熱を加え（焼く、煮る、揚げる、温める）、さらに下記を2つ以上満たす場合に料理写真とする。

- ・包丁を使って切る場合
- ・皿盛りが必要な場合
- ・返礼品以外のアイテム（つまもの・野菜・小道具など）を使用する場合

※調整については(ア)～(カ)の撮影・作成に対し次のいずれかの条件に該当する場合、発注者確認の上行うものとする。

- ・発注者指定で撮影・作成された画像に対し、当初指定以外の軽微な変更を行う場合
- ・撮影先が市外の事業所の場合
- ・一枚の画像に対し加工・調整が必要な画像を5枚以上使用して作成する場合

イ サイズ等

撮影した写真は、J P E G形式・カラーモードRGBで保存すること。撮影した写真及び返礼品PR画像は、以下の条件、サイズを1セットとする。

- ・ファイル名は英語表記
- ・容量を2MB程度としたもの
- ・横520×縦323ピクセル（ふるさとチョイス用）
- ・横450×縦300ピクセル（ふるなび用）
- ・横700×縦700ピクセル（楽天用）
- ・横400×縦400ピクセル（さとふる用）

例）返礼品Aの撮影で、(イ)料理写真の撮影と(カ)文字入れを指定した場合は、

- ・料理写真（2MB程度）、横520×縦323ピクセル（ふるさとチョイス用）、横450×縦300ピクセル（ふるなび用）、横700×縦700ピクセル（楽天用）、横400×縦400ピクセル（さとふる用）。
- ・料理写真へ文字を入れたもの（2MB程度）、横520×縦323ピクセル（ふるさとチョイス用）、横450×縦300ピクセル（ふるなび用）、横700×縦700ピクセル（楽天用）、横400×縦400ピクセル（さとふる用）。

の10点を納品。

ウ その他

- (ア) 撮影はデジタル一眼カメラや照明等の撮影機材を十分に活用して行い、専門的な技術により、返礼品の魅力を高める写真の撮影及び加工を行うこと。
- (イ) 受注者は、各種ふるさと納税ポータルサイト等を常に研究し、撮影及び加工等の技術向上に努めること。

- (ウ) 撮影に使用する返礼品は、撮影後に速やかに返礼品提供事業者へ返還すること（ただし、調理での使用等により返還できない場合を除く。）。

エ 説明画像の作成（別紙1の画像位置B）

説明用の画像作成をおこなうこと。説明用の画像とは、ポータルサイト内の返礼品説明文へ掲載する画像のことを指す。内容については寄附件数が多い「うなぎ」、「抹茶スイーツ」などの返礼品を中心に、発注者と協議の上、時期、内容、画像サイズを協議すること。

オ 予定数量

画像データについては年間120件程度とする。なお1件の単位は返礼品1品目とし、1件につき、4～5カットを納品予定とする。予定数量のため、数量は返礼品提供事業者との調整により変動する可能性がある。

(2) 西尾市ふるさと納税PRツール作成業務

- ア ポータルサイトを通じない寄附者が返礼品を閲覧するための返礼品カタログ（A4サイズ、全頁フルカラー、32ページ程度）を1,000部作製すること。なお、掲載内容は発注者と協議の上決定するものとする。また、データを発注者に提供すること。
- イ 受注者は、イベント等の来場者に配布できるふるさと納税PRチラシをA4サイズ両面カラー印刷したものを10,000枚作成すること。
- ウ SNS（LINE、X、Instagram等）を活用したふるさと納税の情報発信など、各媒体の特性に応じた情報発信を行うこと。

6 成果品の納品

原則として全ての成果品を電子媒体等（DVD-R等）で発注者に納品すること。ただし、返礼品提供事業者の希望、その他やむを得ない事情による場合はこの限りでない。

7 委託料

委託料は、成果品の納品が完了した返礼品分を、月末締め翌々月15日払いで受注者からの請求に基づいて指定口座に支払うものとする。なお、やむを得ない事情により撮影の一部を延期している返礼品があった場合、発注者の要請により撮影済みの成果品を納品した場合に限り請求することができるものとする。

8 再委託の禁止

受注者は、業務の主たる部分（総合的企画及びデザイン、業務遂行及び管理、手法の決定及び技術的判断等）について、再委託することはできないものとする。

業務の主たる部分以外の部分を再委託しようとする場合、あらかじめ、企画書に記載の上、発注者の承諾を得なければならない。

9 その他

- (1) 受注者は、発注者との連絡を密にすること。
- (2) 撮影は、返礼品提供事業者と撮影内容についての事前協議（撮影の構図や撮影用返礼品の返還の可不可等）を行った上で実施するものとする。
- (3) 成果品等にかかる所有権、著作権は西尾市に帰属するものとし、西尾市が二次使用することがあるものとする。
- (4) 成果品等については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受注者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項や疑義の生じた事項については、発注者及び受注者間で協議し決定するものとする。

例：ふるさとチョイス

商品名

返礼品画像

画像位置 A

寄付金額
10,000 円
以上の寄付でもらえる



数量: : 在庫: あり

ファスト寄付で申し込む
寄付カードに入れる

[ファスト寄付とは？](#)
[選べる使い道](#)
[お問い合わせ先](#)

決済方法: クレジットカード コンビニ決済 郵便振替 銀行振込 [全て表示](#)

お礼の品について

容量	
消費期限	
アレルギー品目	
事業者	
お礼の品ID	

お申し込みについて

申込条件	何度も申し込み可
申込期日	通年申し込みを受け付けております
発送期日	入金確認後30日以内で発送
配送	<input type="button" value="冷凍"/> <input type="button" value="常温指定"/> <input type="button" value="別送"/>

返礼品説明文

画像位置 B



◎ 自治体イチオシお礼の品特集